

市川市における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊
サービスに関する公表実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊サービス事業者の実態把握及び利用者等の選択に資するため、宿泊サービス事業者が市長に対し届け出た事項に係る情報を公表することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業の指定を受けた事業者が、当該指定を受けた事業所（本市が所管するものに限る。以下「指定地域密着型通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備の一部を使用して、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。
- (2) 宿泊サービス事業者 宿泊サービスを提供する者をいう。

(公表する事項)

第3条 市長は、宿泊サービス事業者が、市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第38号）第61条の5第4項、第61条の26第4項及び第65条第4項並びに市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第39号）第8条第4項並びに市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及

び第 1 号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 28 年告示第 109 号）第 47 条第 4 項及び第 62 条第 4 項の規定に基づき届け出た事項のうち次に掲げる事項について、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 指定地域密着型通所介護事業所等の介護保険事業所番号
- (3) 事業所名
- (4) 事業所所在地
- (5) 事業所電話番号
- (6) サービス提供時間
- (7) 利用定員
- (8) 利用料金
- (9) 人員配置の状況
- (10) 宿泊室の状況
- (11) 消防設備の状況

（補則）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。